

# 曳航作業に従事する船舶及び揚錨船の非損傷時復原性に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 O 編  
鋼船規則検査要領 U 編及び O 編

## 改正事項

曳航作業に従事する船舶及び揚錨船の非損傷時復原性に関する事項

## 改正理由

船舶の非損傷時復原性に関する国際規則である 2008 IS コードにおいては、種々の船舶に対する非損傷時復原性要件が規定されており、本会規則にも取り入れている。

IMO は、2013 年開催の第 1 回船舶設計・建造小委員会(SDC1)からクレーン船、曳航作業に従事する船舶及び揚錨船の非損傷時復原性について検討を行い、2016 年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において、当該船舶に関する新たな非損傷時復原性規定を MSC.413(97)及び MSC.415(97)として採択した。

このため、MSC.413(97)及び MSC.415(97)に基づき、曳航作業中及び揚錨作業中の復原性基準の関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 曳航作業を行う船舶に対する曳航作業中の非損傷時復原性要件を規定した。
- (2) 揚錨作業を行う船舶に対する揚錨作業中の非損傷時復原性要件を規定した。
- (3) ボラードプルの試験手順を移設した。

## 改正条項

鋼船規則 O 編 1.3.2  
鋼船規則検査要領 U 編 付録 U1  
鋼船規則検査要領 O 編 O1.2.4, O4.2.1, O8.2.1, 附属書 O4.2.1, 附属書 O8.2.1,  
付録 O1